

諸外国における文書管理の状況について（未定稿）

1. 法制度

○アメリカ

合衆国法律集第 44 公共印刷物及び公文書に関する法律

- ・ 国立公文書館・記録管理庁法(NARA) (21 章)・・・NARA について規定
 - ・ NARA 長官及び GSA 長官による記録管理法 (29 章)
 - ・ 連邦機関記録法 (31 章)
 - ・ 記録処分法 (33 章)
- } 文書管理について規定

○ドイツ

- ・ 連邦の公文書の保全及び利用に関する法律(連邦公文書館法) (BArchG)
…連邦公文書館について規定
- ・ 連邦省共通職務規程 (GG0)・・・文書管理について規定 (12 条 2 項)
- ・ 連邦省における公文書の作成と管理のための記録ガイドライン (RegR)
…文書管理について規定 (上記 12 条 2 項を受けて、その詳細について規定)

○フランス

- ・ 文化遺産法典のうちの第 2 編 文書
…文書管理について規定するとともに、文書保存行政庁(フランス公文書館局)について規定

○イギリス

- ・ 1958 年公記録法
…文書管理について規定するとともに、公記録館(現国立公文書館)について規定
- ・ 2000 年情報自由法第 46 条
…大法官による記録管理に関する指針策定について規定
- ・ 「記録管理に関する大法官の行為規範—2000 年情報自由法第 46 条に基づく公表」
…記録管理の具体的基準に関して規定

○韓国

- ・ 公共記録物の管理に関する法律
…文書管理及び国家記録院等について規定
- ・ 公共記録物の管理に関する法律施行令
…作成すべき文書の範囲を規定

2. 文書の作成、保存

(1) 文書の作成義務

○法律に規定…アメリカ(連邦機関記録法 § 3101)

韓国(公共記録物の管理に関する法律第 17 条)

○法律以外に規定…ドイツ(連邦省における公文書の作成と管理のための記録ガイドライン第 2 条)

イギリス(記録管理に関する大法官の行為規範—2000 年情報自由法第 46 条に基づく公表第 1 部 8. 1)

文書の保存期間の設定

- アメリカ…記録管理プログラム策定義務(連邦機関記録法 § 3102)、NARA の審査が必要(記録処分法 § 3303a)
- 各行政機関において決定
 - ・イギリス(公記録法第 3 条 1 項)
 - ・ドイツ(連邦省における公文書の作成と管理のための記録ガイドライン第 19 条)
 - ・韓国(公共記録物の管理に関する法律第 19 条第 1 項)

3. 延長、移管、廃棄

(1) 延長

- ・アメリカ…NARA 長官が延長権限を付与(NARA 長官及び GSA 長官による記録管理法 § 2909)
- ・イギリス…大法官が承認を与えるが(公記録法第 3 条第 4 項)、30 年経過した後は記録のレビューと助言について公文書館に申請(記録管理に関する大法官の行為規範—2000 年情報自由法第 46 条に基づく公表第 2 部 11. 12)
- ・韓国 …行政機関から中央記録物管理機関(国家記録院)に要請(公共記録物の管理に関する法律第 19 条第 4, 5 項)

(2) 移管

- ・アメリカ…NARA が承認したレコードスケジュールで規定。移管は NARA 長官の権限(国立公文書館・記録管理庁法 § 2107)
- ・ドイツ …連邦省からの公的任務の遂行のためにもはや必要でなくなったすべての記録の引渡し申出義務を連邦公文書館法第 2 条 1 項に規定
- ・フランス…文書保存行政庁(フランス公文書館局)と省庁の合意によると文化遺産法典第 212-3 条に規定
- ・イギリス…作成後 30 年経過前に公記録館(現国立公文書館)への移管義務を公記録法第 3 条第 4 項に規定
- ・韓国 …30 年以上に分類されたものは所管永久記録物管理機関(国家記録院)への移管義務を公共記録物の管理に関する法律第 19 条第 3 項に規定

(3) 廃棄

- ・アメリカ…NARA 長官がレコードスケジュールを審査し、処分権限を付与(記録処分法 § 3303a)、これに定める手続きによらない記録処分の禁止(記録処分法 § 3314)
- ・ドイツ …書面による連邦公文書館の同意(連邦省における公文書の作成と管理のための記録ガイドライン第 22 条第 1 項)
- ・フランス…文書保存行政庁(フランス公文書館局)と省庁の合意によると文化遺産法典第 212-3 条に規定
- ・韓国 …所管記録物管理機関の審査(第 27 条第 1 項)
- ・イギリス…各行政機関において決定(記録管理に関する大法官の行為規範—2000 年情報自由法第 46 条に基づく公表第 1 部 9)

諸外国国立公文書館の名称一覧

国名	地域	原綴名称	英文名称(HP等の表記)	日本語名称	タイプ
日本	アジア	国立公文書館	National Archives of Japan	国立公文書館	A
韓国	アジア	국가기록원	National Archives of Korea	国家記録院	A
中国	アジア	中华人民共和国国家档案局中央档案馆	The State Archives Administration & Central Archives of People's Republic of China	中華人民共和国国家档案局・中央档案馆	B
ベトナム	アジア	Cục Văn thư và Lưu trữ nhà nước	State Records Management and Archives Department of Vietnam	ベトナム国家記録管理・公文書館局	B
マレーシア	アジア	Arkib Negara Malaysia	The National Archives of Malaysia	マレーシア国立公文書館	A
イギリス	ヨーロッパ	The National Archives	The National Archives	国立公文書館	A
イタリア	ヨーロッパ	Ministero per i Beni e le Attivita Culturali Direzione Generale per gli Archivi	Ministry for Cultural Assets and Activities General Directorate for Archives	文化資産活動省公文書館局	B
オーストリア	ヨーロッパ	Österreichischen Staatsarchiv	Austrian State Archives	オーストリア国立公文書館	A
ドイツ	ヨーロッパ	Das Bundesarchiv	Federal Archives	連邦公文書館	A
フランス	ヨーロッパ	Archives de France, Archives nationales	Archives of France, The National Archives	フランス公文書館局、国立公文書館	B
ベルギー	ヨーロッパ	Archives de l'État en Belgique	State Archives in Belgium	ベルギー国立公文書館	A
ロシア	ヨーロッパ	ГОСУДАРСТВЕННЫЙ АРХИВ РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ	Federal Archival Agency	連邦公文書局	B
アメリカ	北米	National Archives and Records Administration	National Archives and Records Administration	国立公文書記録管理院	B
カナダ	北米	Bibliothèque et Archives Canada	Library and Archives Canada	カナダ図書館公文書館	C
ブラジル	南米	Arquivo Nacional	National Archives	国立公文書館	A
メキシコ	南米	Archivo General de la Nación México	General Archives of the Nation Mexico	メキシコ総合公文書館	A
オーストラリア	オセアニア	National Archives of Australia	National Archives of Australia	オーストラリア国立公文書館	A
ニュージーランド	オセアニア	Archives New Zealand	Archives New Zealand	ニュージーランド公文書館	A
エチオピア	アフリカ	Natioanal Archives and Library of Ethiopia	Natioanal Archives and Library of Ethiopia	エチオピア国立公文書館図書館	C
コンゴ	アフリカ	Archives nationales de la republique democratizue du Congo	National Archives of Democratic Republic of Congo	コンゴ共和国国立公文書館	A
ボツワナ	アフリカ	Botswana National Archives and Records Services	Botswana National Archives and Records Services	ボツワナ国立公文書館・記録局	B
南アフリカ	アフリカ	National Archives and Records Service	National Archives and Records Service	国立公文書館・記録局	B

※国立公文書館組織の名称は、大別して以下の3つに分けられる。

- A: 主にNational Archivesと称されるもの。所管する政府機関の下に独立した組織として国立公文書館が置かれる場合が多い。
- B: 公文書管理を所管する行政組織と公開・保存を中心とした公文書館が一体となった組織。アメリカ、フランス、ロシア、中国等。実際の組織のあり方は国ごとに異なる。例えば、アメリカは公文書管理部門と公文書館部門が組織上分かれているわけではなく、長は1名。フランスは公文書館局長の下に複数の国立公文書館組織の長が置かれている。中国は国家档案局長が中央档案馆長を兼ね、その下に2つの歴史档案馆長が置かれている。
- C: 国立公文書館と国立図書館が一体となったもの。カナダが代表例。カナダでは、2004年に法律改正し公文書館と図書館が統合したが、もともと建物も共有しており、所管も同じ(文化遺産省)だった。統合後の組織上も、公文書館部門と図書館部門に分かれることなく、文化遺産コレクション、利用サービス等の機能別の組織になっている。

訳注: 英語のArchivesには、歴史的その他の価値のある記録そのものを指す場合と、それらの記録を保存する建物や組織を指す場合がある。ここでは英文組織名称にNational Archivesとあった場合は原則国立公文書館と訳出した。ただし、アメリカについては、法律USC44編29章の用語定義において、National Archives of the United Statesを「…歴史的その他の価値があるとNARA長官が決定した記録」と定義しているため、「国立公文書記録管理院」と訳している。